

【表示区分】各表示の種類及び定義は以下のとおりです。

新規：令和8年度から新たに取り組むもの

拡充：前年度からの対象範囲の拡大や質の向上を図るもの

新規予算事業：令和8年度から新たに起こす予算事業で、次年度以降既定事業となる事業

※ページは令和8年度区政経営計画書のページを示しています。

③ 【環境・みどり】

気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

● コンポストを活用した循環システム **新規** 6,102 千円

産業振興センター

家庭等においてコンポストで作った堆肥を農地等で活用し、生ごみの資源化と都市農業の理解促進を図ります。なお、作成した堆肥を農地等で活用するため、安全性や品質、安定した量の確保、利用効果などの検証を行うモデル事業を3年間実施します。

農業の支援・育成 (p. 95)

● ゼロカーボンシティ機運醸成 1,848 千円

- ユース世代を対象とした気候変動対策に関するワークショップの開催 環境課

気候変動対策に関して、一人ひとりが自分事として捉え、実践につなげていくため、令和7年度に引き続き、ユース世代を対象とした気候変動対策に関するワークショップを開催します。令和8年度は、令和7年度の参加者がワークショップの企画や運営に携わるなど、活動に継続性を持たせ、ゼロカーボンシティ実現に向けた主体性とリーダーシップを促すきっかけとすることで、将来世代の人材育成につなげていきます。

杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進 (p. 154)

● 区内全域における資源プラスチックの分別回収の実施 **拡充** 649,653 千円

ごみ減量対策課

循環型社会の実現を目指し、リデュース・リユースの取組に重点を置き、ごみ・資源の総排出量の削減を図ります。また、令和4年施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、令和8年4月から区内全域において、従来から回収しているプラスチック製容器包装に加え、プラスチックだけでできた製品も資源として合わせて回収します。

資源の回収 (p. 156)

● 保護樹木等の指定制度の見直し、保護指定制度改正に着手 346 千円

- 保護樹木等所有者や区民を対象に保護指定制度見直しについてアンケート調査を実施

みどり公園課

区内に残る貴重なみどりを守る保護指定制度をより充実させるため、補助金額の見直しや剪定費用の一定割合を区が負担する支援方法に見直すなど、所有者の負担軽減につながるよう制度改善を目指して取り組んでいきます。保護樹木等所有者や区民を対象にアンケート調査を実施し、制度について意見を聴取しながら改正を進めていきます。

みどりを守る (p. 151)

● 保護樹林の支援策拡充

4,550 千円

- ・ 保護樹林から発生する剪定枝処理費を補助し、みどりのリサイクルを実施 **新規**

みどり公園課

保護樹林のようなまとまったみどりの保全に当たっては、所有者による年数回の剪定を行いながら樹木の健全性を保つてることから、保護樹林の剪定時に発生した剪定枝処理の負担を軽減するために、剪定枝処理費の一部を補助します。剪定枝は、再資源化施設に搬出することで、みどりのリサイクルを行います。

みどりを守る (p. 151)

● 公園等における定期的な樹木診断の実施 **拡充**

57,251 千円

みどり公園課

公園や学校、保育施設等の樹木について、定期的な樹木診断を実施し、潜在的な倒木リスクを低減することで、施設利用者の安全を確保します。また、適切な措置や樹木の更新を行うことで、健全な樹木の育成を図ります。

公園の維持管理、みどりを創る (p. 152)